

監 監 第 2 2 5 号
令和元年 6 月 27 日

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	松 本 研
同	仁 田 昌 寿

住民監査請求に基づく監査について(通知)

令和元年 6 月 11 日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

請求人は、その主張において、契約の名称を一応は挙げているものの、その契約の違法性又は不当性の理由についても、また、本市にどのような損害が発生しているのかについても具体的に適示しておらず、何を監査すべきとしているのか特定していません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

担 当 横浜市監査事務局監査部監査管理課
玉川、関

電 話 045-671-3361

ファクス 045-664-2944